

農地所有適格法人報告書における農地関係制度について

「農地所有適格法人」とは農地の権利を有して農地を耕作し、農業経営を行うことができる法人のことを言います。農地法には農地所有適格法人の要件が規定されており、同法に基づき農業委員会は報告書の提出を受け、農地所有適格法人の内容が当該法人としての要件を欠くおそれがある場合は勧告等の措置を行います。

■ 農地所有適格法人の要件（4つの要件）

- 1) 法人の組織形態要件 株式会社（非公開株式）、合同会社、農事組合法人等
- 2) 事業要件 「主たる事業が農業（関連事業含む）」であること。なお、会社法人においては、農業とその関連事業の売上高が法人の事業全体の売上高の過半を占めていること。
- 3) 構成員要件 法人の構成員（役員登記のある者）は、次のいずれかに該当することが必要です。（会社法人と農事組合法人では要件が異なります）また、構成員となる者は法人に出資（株式等）していることが条件です。

会社法人	1	農地を提供する個人（法人に農地を売る、貸す、現物出資する）
	2	常時農業に従事する個人（年間150日以上従事）
	3	地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会
	4	農業関係者以外（保有する議決権は、総議決権の1/2未満）
組合法人	1	農地を提供する個人
	2	常時農業に従事する個人（年間150日以上従事）
	3	農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会

- 4) 業務執行役員要件 取締役、業務執行役員、理事の役員になる者の要件です。
①役員数の過半数が農業（関連事業含む）に常時従事する構成員であること。
②①に該当する役員又は重要な使用人のうち、1人以上が原則60日以上農作業に従事すること。

★農地所有適格法人は上記要件を全て満たしてはなりません。

★役員に変更等があり、要件を満たさない内容で変更登記をした場合、再度修正のため登記の手続きをしていただくことになりますので、変更後も要件を満たしているか事前に確認してから登記願います。

★報告書を提出しなかった、または虚偽の申告をした法人は過料が発生する場合があります。